

畑作物共済単位当たり共済金額

共済目的の種類	方式	区分	1キログラム当たり共済金額の範囲（円）									
			116	104	93	81	70					
大豆	全相殺 半相殺	1類	（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、									
			うち課税対象農業者に係るもの									
			290	261	232	203	174	116	104	93	81	70
			うち免税対象農業者に係るもの									
			298	268	238	209	179	116	104	93	81	70
	種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、											
	539	485	431	377	323							
	地域インデックス	6類 7類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆									
			（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、									
			うち課税対象農業者に係るもの									
290			261	232	203	174	116	104	93	81	70	
うち免税対象農業者に係るもの												
298	268	238	209	179	116	104	93	81	70			
種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、												
539	485	431	377	323								
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆												
459	413	367	321	275								
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆												
234	211	187	164	140								

畑作物共済単位当たり共済金額

共済目的の種類	方式	区分	1キログラム当たり共済金額の範囲（円）										
そば	全相殺	2類	167	150	134	117	100						
			(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの										
			524	472	419	367	314	167	150	134	117	100	
			うち免税対象農業者に係るもの										
			543	489	434	380	326	167	150	134	117	100)	
	地域インデックス	3類	4類	夏そば	160	144	128	112	96				
				(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの									
				517	465	414	362	310	160	144	128	112	96
				うち免税対象農業者に係るもの									
				536	482	429	375	322	160	144	128	112	96)
			秋そば	167	150	134	117	100					
			(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの										
			524	472	419	367	314	167	150	134	117	100	
			うち免税対象農業者に係るもの										
			543	489	434	380	326	167	150	134	117	100)	

- 備考：
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
 - この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。